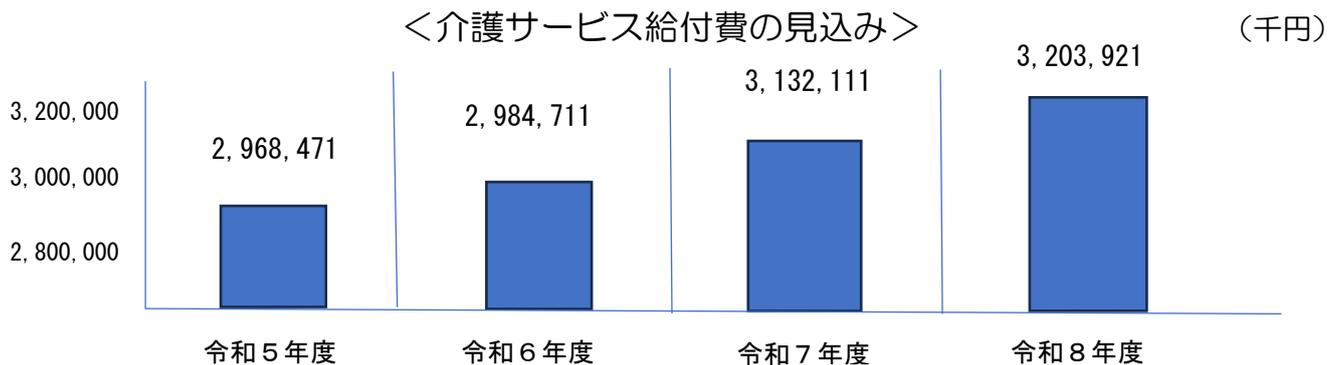




# 介護保険料が変わります



介護保険制度は、介護が必要になっても地域で安心して暮らしていくための制度です。国、県、町の負担金（公費）とみなさんが納めていただいた介護保険料で運営しています。そのうち、65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直される介護保険事業計画に合わせて改訂されます。



出典：第8期及び第9期介護保険事業計画

介護保険料については、介護サービス給付費の見込み、65歳以上の方の負担分、町の65歳以上の人数をもとに算定し、令和6年度から令和8年度までの基準額（第5段階の方）については年額62,400円（月額5,200円）に決定しました。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準額(年額)} \\ \hline \mathbf{62,400 \text{ 円}} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{町の3年間の介護} \\ \text{サービス給付費見込} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分(23\%)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{町の65歳以上の} \\ \text{人数} \\ \hline \end{array}$$

～介護保険料の増加分をできるだけ少なくするために見直しを行いました。～

- ① 国の介護保険制度の見直しに合わせ、所得段階を今までの13段階から17段階に細分化、所得者の上限を1,000万円から1,500万円に見直すことで、保険料が極端に上昇しないよう調整しました。
- ② 第1段階から第3段階の所得段階の方については、低所得者負担軽減策により保険料率の引き下げが行われています。
- ③ 前回（令和3年度）の見直し時と比較して、3年間の介護サービス給付費の総額が約9億円増額しています。町では、その上昇分に対して介護給付費準備基金を投入することで保険料の増額を抑えています。

介護が必要になったときに安心して介護保険サービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ：二宮町役場高齢介護課介護保険班 0463-71-5348（直通）